

## 令和 7 年度税制改正要望の主要事項について

- 1 持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置（所得税・法人税、登録免許税）
- 2 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長等（所得税・法人税）
- 3 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格から 1/3 控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 4 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 5 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2）の 2 年延長（固定資産税）

## 農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和5年12月

## 1 農業経営基盤強化準備金制度の概要

認定農業者などの担い手が、規模拡大や農業用機械装備等の高度化等のための内部留保を通じて、経営改善を図ることを目的として、平成19年度税制改正において**農業経営基盤強化準備金制度が創設**されました。

## 【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画に従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費に、法人は損金に算入**できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械・施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。

## 2 対象要件

## ● 対象者

次の3つの要件をすべて満たす者

- ①青色申告者
- ②認定農業者又は認定新規就農者
- ③**地域計画において農業を担う者として位置づけられている者**\*

※ 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられている者 (**令和6年度までの経過措置**)



## ● 対象交付金

- ①畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
- ②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ）
- ③水田活用直接支払交付金

## ● 対象資産

- ①農地、採草放牧地
- ②農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上）
  - ・機械及び装置 ・器具及び備品 ・構築物 ・ソフトウェア
  - ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）

# 重要なお知らせ

令和7年度以降※、認定農業者等が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、**位置づけられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

農業経営基盤強化準備金制度を活用している認定農業者等がある市町村におかれましては、**地域計画の速やかな策定**をお願いします。

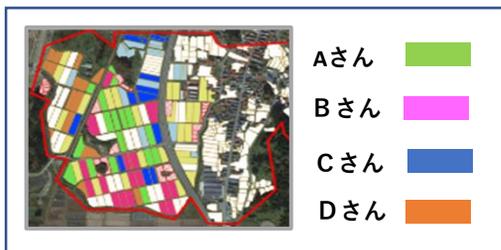


※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。

なお、地域計画に必要な地図の作成については、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要です**（最終的には甲地区のようになります。）。

（お問合せ先）

〇〇農政局〇〇県拠点  
電話 000-000-0000

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索



# 農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和5年12月

## 重要なお知らせ

令和7年度以降※、農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合、

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**において農業を担う者として位置づけられていることが**必須**となります。

地域における話し合いのへの**積極的な参加**をお願いします。



令和7年度の地域計画に農業を担う者として位置づけられない場合どうなるの？



農業経営基盤強化準備金を積み立てることができなくなります。

※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。



では、どうしたらいいの？

地域計画において担う者として位置付けるよう相談してください。



市町村



〇〇地区の農業を担う者として位置づけ

積立が可能となります。

## 地域計画



### <地域計画とは>

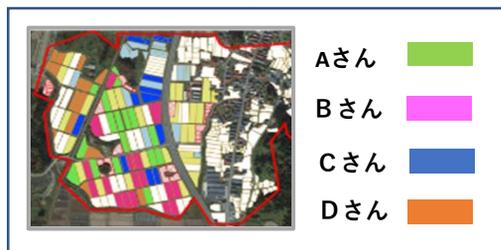
人・農地プランを土台に**将来の地域農業や農地利用を地図で分かりやすくした計画**※です。

※令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定します。

具体的には、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



**地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくものです。（最終的には甲地区のようになります。）**

（お問合せ先）

〇〇農政局〇〇県拠点  
電話 000-000-0000

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

